

## 令和8年度東海市次世代自動車購入促進補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、次条に定める次世代自動車を新たに購入する者に対し経費の一部を補助することにより、温室効果ガスの排出の量を削減し、もって地球温暖化の防止に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 次世代自動車 次に掲げる車両をいい、事業者が購入したものにあっては、自動車検査証に記載されている使用の本拠地が市内であるものをいう。
  - ア 燃料電池自動車（登載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とする四輪以上の自動車で、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第58条に定める自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の燃料の種類欄に燃料電池に該当する燃料が記載されているものをいう。）
  - イ 電気自動車（登載された電池によって駆動される電動機を原動機とする四輪以上の自動車で、自動車検査証の燃料の種類欄に電気と記載されているものをいう。）
  - ウ プラグインハイブリッド自動車（外部電源からの充電を可能とした内燃機関及びエネルギー回生機能を有する四輪以上の自動車で、自動車検査証にプラグインハイブリッド自動車である旨が記載されているものをいう。）
- (2) 新規購入 購入した次世代自動車について、道路運送車両法第8条の規定による新規登録（法第16条に規定する一時抹消登録をしていない自動車において再度新規登録をする場合を除く。）及び自動車検査証の交付を受けることをいう。
- (3) 車両本体価格 付属品、特別仕様、保険、登録、公租、公課（消費税及び地方消費税を含む。）等の車両本体以外に係る費用を除いた車両の価格（車両の価格に値引きがある場合は、当該値引き後の価格）をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、自ら使用する目的

で次世代自動車を新規購入した者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和8年4月1日以後に当該次世代自動車を新規登録した者
- (2) 自動車検査証に記載されている使用者である者
- (3) 自動車検査証の交付年月日時点において市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者又は自動車検査証の交付年月日時点において市内に事業所を有し、自動車検査証に記載されている使用の本拠の位置が市内であり、かつ、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第7条に規定する特定事業者ではない者
- (4) 市税を滞納していない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でない者

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次世代自動車の購入に要した車両本体価格（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に10分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が、25万円を超えるときは25万円（燃料電池自動車にあつては50万円を超えるときは50万円）とする。

2 補助金は、予算で定める額の範囲内において交付する。

3 申請は、申請者につき1台限りとする。

（補助金交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自動車検査証の交付年月日から90日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、申請書兼請求書に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 購入した次世代自動車の自動車検査証の写し
- (2) 購入した次世代自動車の自動車検査証記録事項の写し（購入した次世代自動車の自動車検査証の写しに使用者の住所が記載されていない場合に限る。）
- (3) 次世代自動車の車両本体価格が確認できるものの写し（補助対象経費の内訳が明記されている書類に限る。）
- (4) 法人にあつては、履歴事項全部証明書
- (5) 個人事業主にあつては、直近年の確定申告書の写し
- (6) 誓約書
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の規定による申請は、市長が指定する申請フォームに、前項に掲げる書類と同等の情報を入力し、又は登録して送信する方法により行うことができる。

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を決定し、速やかに補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、補助金の目的を達成するために必要があるときは、条件を付すことができる。

3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに補助金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第8条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知をしたときは、速やかに申請者に補助金の額を支払うものとする。

（取得財産の管理及び処分）

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって、適切な保守及び点検の実施により維持管理に努めなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間内において、市長の承認を受けずに取得財産を補助金の交付目的に反して使用、譲渡、

交換、廃棄、貸付け又は担保として提供（以下「処分」という。）をしてはならない。  
ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 天災による破損等、補助金の交付を受けた者の責めに帰すべき事由以外の事由で取得財産を処分するとき。
- (2) 補助金の交付を受けた者の死亡、身体の不調等その他補助金の交付を受けた者の責めに帰すべき事由以外の事由により、取得財産を使用できなくなった場合に処分するとき。
- (3) その他市長が適当と認めたとき。

3 補助金の交付を受けた者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産の処分に関する届出書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前3項に定める場合において必要があると認めるときは、取得財産の管理及び運用の状況について調査することができるものとする。

5 市長は、第3項の規定による届出書の提出があったときは、速やかにその内容を精査し、適当と認めたときは、処分の承認をし、承認書を申請者に通知するものとする。

6 市長は、次に掲げる取得財産に係る新規登録の日から処分の日における経過年数（経過年数に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。）に応じ、当該各号に定める額を返還させることができる。

- (1) 1年未満 補助額全額
- (2) 1年以上 法定耐用年数から既に使用した年数を減じた年数を法定耐用年数で除した値に当該補助金の額を乗じて得た額（当該算出額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。）

（交付決定の取消及び補助金の返還）

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の受給に関し不正の行為があったとき。

(協力)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて温室効果ガスの削減等の算出に必要なデータの提供を求めることができる。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の依頼があった場合は、データの提供について積極的に協力するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。